

合宿所に於ける賄方法は合宿者が共同自炊をなすもの三鑛山、鑛山にて賄を直營するもの二鑛山、其の他は合宿所請負者飯場頭の經營とす、共同自炊又は直營の場合に於ける賄費は一日三十二錢乃至四十五錢位にして請負者經營のものは一日に付白米一升及び金十錢乃至二十錢位なり。

(大阪地方附表の六 宿舍使用狀況)

(一) 個人宿舍

鑛山名	使用料	修繕料	電燈料	入浴料	居住總人員	一戸當平均人員
尾小屋	なし	一月廿五錢—六十錢 疊一枚に付五錢	無料 十六燭月二十錢 二十ワット 月二十錢	無料 大人一回 小人一回 五厘錢	一、四三〇人	五・〇人
生野	なし	疊一枚に付五錢	無料	無料	六六三	三・六
明延	なし	疊一枚に付五錢	無料	無料	八二一	三・九
竹野	なし	なし	無料	無料	二六八	四・二
飯盛	なし	疊又は上敷自辨	無料	一家族月四十錢	四一一	四・三
岩美	なし	なし	無料	無料	一四二	三・九
柵原	疊一枚に付月四錢	なし	十六燭月二十五錢	無料	六五六	三・五
吉岡	疊一枚に付月三錢	なし	十六燭月三十錢	無料	二〇七	二・六
高越	なし	疊及上敷自辨	十燭月三十六錢	無料	二〇七	四・〇
東山	なし	薄縁は自辨	十六燭月三十五錢	一ヶ月二十錢	二四四	三・五
別子	建坪一坪に付 月四錢—八錢	疊替、薄縁は自辨	十六燭月三十五錢	無料	四、八一三	四・三
白瀧	なし	疊替、薄縁は自辨	十六燭月三十五錢	無料	一、〇二五	四・〇

(二) 合宿所

鑛山名	電燈料	入浴料	寢具設備	寢具使用料	食器設備	賄方法	賄料	一室當平均人員	一室當平均面積
尾小屋	なし	なし	自辨	無	自辨	自炊	一日四十五錢位	一二・〇	〇・二五
生野	なし	なし	貸與専用	無	自辨	鐵山直營	實費一日三十五錢	二・一	〇・五
明延	なし	なし	貸與専用	無	貸與	請負	一日白米一升外に十五錢	五・〇	一・五
竹野	なし	なし	貸與専用	一日六錢	貸與	自炊	月十四圓位	?	?
柵原	なし	なし	飯場頭より貸與	無	共	請負	月十三圓位	一〇・〇	一・八
吉岡	なし	なし	請負主より貸與	無	共	同	一日白米八合外に十六錢	四・〇	〇・三
東山	なし	なし	貸與専用又は共	無	共用	同	一日白米一升外に十錢	三・〇	〇・五
別子	なし	なし	貸與専用	無	共用	直營	月白米三斗外に六圓位	二・二	〇・七
白瀧	なし	なし	貸與専用	一日二錢	?	共同自炊	一日五十二錢位	八・〇	一・六

福岡地方

調査鑛山は沖の山、三池、新原海軍、高田、久原、大之浦、明治、餘田、二瀬、稻築、住友忠隈、三井田川、豐國、赤池、相知芳谷、崎戸、松島、高嶋の十八炭鑛にして調査の概要を總括すれば左の如し。

一 宿舍敷地

鑛夫の宿舍は之を鑛業用地内に建設するを以て敷地の状況は鑛山所在地の地勢に左右せられ、同一鑛山に在りても作業場異なるに従ひて甚しく相違するを以て、之を概括的に記述すること能はずと雖も其の大要を擧ぐれば左の如し。

原野若は丘陵開墾地 三池、新原海軍、大之浦、明治、餘田、二瀬、稻築、忠隈、三井田川、豐國、赤池、相知芳谷、崎戸、松島、高嶋

硬捨跡又は硬及焚滓に依る埋立地 明治、三井田川、豐國、相知芳谷、崎戸

海岸埋立地 沖の山、三池、高嶋

水田其の他耕作地 三池、高田、久原

即ち原野若は丘陵開墾地大部分を占め水田其の他耕作地は甚だ少數なり、而して開墾地の中には盆地、溪谷其の他濕潤底地を含めるも其の大多數は高臺地にして殊に丘陵中腹は之を階段狀に開墾するもの多きを以て、一般的には宿舍の敷地は高燥なるもの多く概して衛生上良好と認むるを得。

二 宿舍の配置

宿舍の配置は敷地の廣狹及び地形に左右せらるゝ爲め一定せざるも同一敷地内に於ては同一方向に並列するを原則とす、但し並列せる長屋の間に通路を設くるもの多き爲め方向は必ずしも同一ならざること多し、而して建屋方向は主として南向(東南若は西南向を含む)又は北向(東北若は西北向を含む)にして東向又は西向を主とするは沖の山及び二瀬の兩炭鑛に過ぎず、又東又は西向と北又は南向と殆んど同數なるは三池及び新原海軍炭鑛なり。

建家間の距離は一問半乃至十二間にして最小間隔は一問半乃至三間平均二間強、最大間隔は三間乃至十二間平均五間半強なり。

(福岡地方附表の一 宿舍配置状況一覽)

鑛山名	東又は西向		南又は北向		東南又は西北向		東北又は西南向		東西向		東西南北向		計	建家間隔
	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數		
沖の山	一、六九五	二五七	八一三	一二七					三〇	四			二、五三八	一・五—四間
三池	一、一六二	一五二	三二七	四八	八四二	一〇〇	一六二	二二					二、四九三	一・五—二間
新原海軍	九三六	九八	九六八	一〇二									一、九〇四	三—一〇間

高田	久原	大之浦	明治	鯉田	二瀬	稻築	住友忠興
戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷
八二 一	二二 一七六	二〇九 一、二八九	八四 四三〇	六三 四八一	三五三 二、六八一	一二 一〇四	八 三六
七四 四六〇	六四 三八四	五五八 三、三五七	四二 二一九	一九二 一、四九五	一七四 一、一四七	九八 六二〇	三四 一九三
一 一	一 一	一 一	八五 四〇四	四七 三五八	一 一	一 一	一 一
一 一	一 一	一 一	一九 九二	二六 二二五	一 一	二四〇 一二五九	一 一
一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
八六 五四一	八四 五六〇	七六七 四、六四六	二三〇 一、一四五	三三九 二、五六三	五二七 三、八二八	一一〇 七二四	二八二 一、四八八
二・五―三・五間	三―三・五間	二―六間	一・五―五間	二・五―五間	二―四・五間	二・五―三間	三―七・五間

三 宿舍の構造

宿舍の構造は之を鑛山別に觀察するも其の様式構造等一律ならざるも概して一棟四戸乃至十戸の木造平家建長屋最も多く二戸建單屋若は二戸乃至三戸建長屋及び十一戸建以上のものは少

各地方調査概要總括

三井田川	豊國	赤池	相知芳谷	崎戸	松島	高島
戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷	戸棟 敷敷
五 三二	五三 三六六	一 一	一五四 九九六	五 三二	一四 一一一	二四 一〇八
四一八 二、七八二	一七三 九七九	二四九 一、二四七	三六六 二、四四八	六三 五三二	二三 二〇四	三二 四六五
八九 五四三	一 一	一 一	一 一	二 一一	一二 一五一	一五 五四
一四二 七四〇	二三 一二五	二三 一二五	四六 四一〇	一 一	二〇 二七三	一七 二八一
一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
六五三 四、〇九七	二二六 一、三四五	二七二 一、三七二	五二〇 三、四四四	一六 九八五	六九 七三九	八九 一、〇二九
一・五―四間	一 一	二―三間	二―七間	一・五―六間	二―六間	二―五間

數なり、而して附表の二に示すが如く六戸建を主とする鑛山比較的多數なり、但し鑛夫宿舍總棟數の過半數以上同一様式なるは高田、稻築及び住友忠隈炭礦の六戸建、沖の山炭礦の九戸建並に新原海軍炭礦の十戸建あるのみ。

(福岡地方附表の二) 宿舍建家數別棟數

鑛山名	建家數別棟數										總戸數
	一戸建	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	九戸建	十戸建	
沖の山	二	三	一三	一九	三八	一六	四〇	三〇	一〇	?	三九〇
新原海軍						一四	二	一五	一八	一一	二、四九三
高田				四	四	六三	二	一	一五	三	二〇〇
久原				四	四	八	二五	四	八	三	一、九〇四
大之浦	二五	三		七	七	一八	一五	四	一四	五〇	八六
明治	六	一四	一五	四一	八五	二七	二八	五	一四	二	四、六四六
鯉田	二	八	一	二	五	三	四	一	二	五	一、一四五
二瀬	二	二	五	四	五	三	四	一	二	六	五、五五九
稻築	一五	五	一七	二四	四	八九	五	四	二	一	三、八二八
住友忠隈	九	一	一七	五	一五	一五	九	一	一	一	一、四八八
三井田川	四	一	二	四	二五	七〇	九	三	一	一	四、〇九七
豐國	四	一	二	四	七	六	四	一	一	一	一、三四五
赤池				九	二	八	九	八	一	二	一、三七二
計	二二	二二	二九	一〇八	一四九	一九三	一〇一	八九	一一一	四	二、五三八

相知芳谷	崎戸	松島	高島	計	%
八	一	一	五	一一一	二・一
九	一	一	九	一一四	二・二
二一	一	一	五	一一五	二・九
一四六	六	三	四	五七〇	一〇・八
四五	六	三	四	七八四、一〇一五	一四・九
八〇	一五	五	二九	一九三	一・九
五一	一六	三	三	五三一	一〇・一
四九	二二	一三	九	四七二	八・九
一六	一八	一	二	五八六	一一・一
三九	一二	九	二	五一八	九・八
五六	一九	二九	一七	四一九	七・九
五二〇	一一六	六九	八九	五、二七一	一〇〇・〇
三、四四四	九八五	七三九	一、〇二九	三八、四三七	—

附記

- 一 建家數別棟數欄の「其の他」とあるは十一戸建以上を指すものにして其の最大戸數建家左の如し
高島 一一戸建 相知芳谷 二一戸建 二瀬 二〇戸建 鯉田 一九戸建
崎戸及松島 一六戸建 三池 一五戸建 久原 一三戸建
住友忠隈、三井田川及赤池 一二戸建 大之浦及豐國 十一戸建
- 二 沖の山の「其の他」中には十戸建を包括せり。

建築様式は主として木造平家建にして三池炭礦其の他に二階建を有するも一般には極めて少數なり、但し三池炭礦に於ては宿舍總棟數の三割弱二階建なり。尚高嶋炭礦に於ては所在地の地形上多數の家屋を建設すること能はざる爲め木造二階建若は高層コンクリート建ありて最大なるは九階建なり、但し何れも各戸は各階の一室を使用するを原則とせり。

屋根は各炭礦ともに瓦葺を主とするも尚亞鉛引平鐵板葺、同波板葺、木羽葺、藁葺等あり。天井は之を有せざるもの多數にして全部天井を設備せるは沖の山、新原海軍の二炭礦に過ぎず、其の他三池、

餘田、二瀬、住友忠隈、三井田川、豊國等に天井設備ある宿舍あるも其の数は宿舍總棟数の二割以内、平均一割強なり。

各戸の平均建坪は四・二坪乃至一・〇〇六坪にして平均五坪以内のもの三鑛山、六坪以内のもの五鑛山、七坪以内のもの五鑛山、七坪以上のもの三鑛山なり（不明のもの二鑛山あり）而して各戸の室数は普通一室乃至三室にして四室以上のものは極めて僅少なるも最大六室を有するものあり。一室制のもの二室以上のものとの割合は總戸数に對し一室のもの七〇%、二室以上のもの三〇%なり。

（福岡地方附表の三）宿舍構造概要

鑛山名	様式	屋根種類	天井有無	一戸當平均建坪	一戸當室數別戸數		備考
					一室のもの	二室以上のもの	
沖の山	木造平家建	瓦	有	六・二一坪	二、〇一三	五二五	二階建二棟あり
三井田川	木造平家建（二一棟） 木造二階建（九〇棟）	瓦	有（二六棟） 無（五七棟）	平家建 五・五三坪 二階建 一・〇〇六坪	一、三七八	一、一一五	
新原海軍	木造平家建	瓦又はトタン	有	六・二五坪	一、三五二	五五二	
高田	同	瓦	無	五・三九坪	五一九	二二	
久原	同	瓦、藁又はトタン	無	五・六三坪	四四八	一一二	トタン葺のものに天井を設く
大之浦	同	瓦、又は藁	無	六・七二坪	二、四五二	二、五五四	天井を設けたるもの四棟あり
明治	同	瓦、木羽又はトタン	無	六・三八坪	四三三	五七九	
二瀬	同	主として瓦	有（四九棟） 無（三六棟）	五・三七坪	二、〇七五	四八四	
餘田	同	主として瓦	有（三六棟）	五・五六坪	二、四八七	一、三四一	

稻築	木造平家建	主として瓦	無	六・三五坪	四一五	三〇九	
住友忠隈	同	瓦	無	一、一〇九坪	三七九	三七九	新築及改造宿舍には天井を設く
三井田川	主として木造平家建	主として瓦	有（八一五棟） 無（一七棟）	四・九三坪	三、二六五	八三二	二階建のものありトタン葺のものに天井を設く
豊國	木造平家建	主として瓦	無	七・一一坪	一、〇一四	三三一	
赤池	同	瓦	無	七・〇七坪	九一九	四五二	
相知芳谷	同	瓦、木羽、藁又はトタン	無	五・二七坪	三、一六〇	二八四	二階建のものあり
崎戸	同	瓦	無	四・二二坪	八九〇	九五	
松島	同	瓦又はトタン	無	四・九八坪	四四八	一二二	
高島	木造二階建又はコンクリート三階乃至九階建	瓦又はコンクリート	無	一坪	三九八	三七四	コンクリート宿舍はアパートメントなり

四 附屬建物

附屬建物として便所設備は豊國炭礦及高嶋炭礦に於て各戸専用のものであるも極めて少數にして一般に共同便所を有するに過ぎず、而して共同便所の數は宿舍一棟に付一棟なるもの多きも、宿舍の一棟の戸數に大小あるを以て一樣ならず、共同便所一棟に設けたる糞壺及尿壺の數は種々異なるべきも糞壺二乃至三と尿壺一乃至二を備ふるもの多きが如し、糞尿壺一に對する使用戸數は平均二戸以内のもの大多數なり。

共同浴場は宿舍配置の状況に應じて之を設備し、一鑛山十箇所以上のももの四鑛山あり、其の設備の状況は詳かならざるも配置状況及居住者數の多少により著しく相違す、各鑛山別に見たる浴場一棟に對する浴槽數平均二個のもの六鑛山、平均三個のもの六鑛山、平均四個のもの三鑛山、平均六

個のもの三鑛山なり。浴場一棟に對する平均使用戸数は最少六十戸、最大千四百八十八戸にして、三百戸以内のもの九鑛山、五百戸以内のもの四鑛山、八百戸以内のもの四鑛山なり。

〔福岡地方附表の四 附屬建物概要〕

鑛山名	共 同 便 所			共 同 浴 場		
	棟 數	糞 尿 壺 數		棟 數	浴 槽 數	
		計	平均使用戸數		男 女 計	浴場一棟當平均使用戸數
沖の山	三〇八	一、〇七一	六・一六	四	一四	六三五
三池	三二九	八八三	二・三	一四	一四	一七八・一
新原海軍	二二八	四三六	二・三	一二	一二	二〇六・六
高田	八四	二五二	二・一	三	三	六〇
久原	八四	二五二	二・一	三	三	六〇
大之浦	八一	一、五二七	二・六	二	一	五六〇
明治	二二〇	二、三二九	四・九	二二	三七	一六七
鯉田	四七八	一、四七〇	二・〇	五	九	二〇二・四
二瀬	四四三	一、八九〇	二・〇	七	一一	三六五・六
稻築	八三	四一五	一・七	一	二	五五一
住友炭	三〇六	八八二	二・九	一	三	七二四
三井田川	四四五	一、六九二	三・五	九	三	一、四八八
登國	二二二	六三三	二・四	四	八	四四三
赤池	二七七	八八一	一・五	三	八	三三六・二
高島	一〇七	二七四	二・〇	五	七	四三七

相知芳谷	四二五	五三七	一、二四〇	一四	二八	相知二九五
崎戸	一四一	二八三	一・八	一五	二四	二四六・二
松島	九五	九五	三・五	七	九	二四六・二
高島	一〇七	二七四	二・〇	五	七	二四六・二

五 給水設備

給水設備は各鑛山とも水道を施設せり、公設水道を使用するもの沖の山炭鑛(全部)及三池炭鑛一部にして其の他は悉く鑛山専用の私設水道なり。水源は河水一〇、地下水井水六、坑内水四にして、配水に際し特別の淨水方法を講ずるもの十四あり、淨水施設の程度は一樣ならざるも濾過するもの十二、鹽素殺菌を行ふもの四、クロールカルキ消毒を施すもの二なり。給水栓(槽)の總數は不明なるも一箇當り平均使用戸數は最小七戸、最大七五戸にして十戸乃至二十戸に付給水栓一箇を普通とす。但住友炭限炭鑛には専用栓を設けたるもの十四戸あり、井戸は新原海軍、大之浦、明治、三井田川及松島炭鑛に其の設備存するも新原海軍及大之浦炭鑛に稍多數あるのみなり。

特殊給水設備として崎戸、松島及高島の三炭鑛は炭鑛所在地の關係上飲料水を附近に求むること能はざる爲め對岸地河川に水源を求め之を特設の専用給水船にて輸送配水せり、其他高島炭鑛端島坑に於ては附帶事業として經營せる製鹽作業(原料海水)の副産物たる蒸餾水を同坑居住者に配給せり。

〔福岡地方附表の五 給水設備〕

鑛山名	水			備	井		戸
	水源	浄水方法	給水栓(井)数 (井)数 給水栓(井)一個 當平均使用戸数		箇數	揚水方法	平均使用戸数
沖の山	市設水道		五四	四七戸	なし		
三池	市設水道	高連水洗式高速濾過法を施したる上液體酸素にて殺菌す	二二	二・七	なし		
新原海軍	地下、水	なし	二〇〇	八五	釣瓶、手働ポンプ		
高田	坑内水及河水	河水は鹽素殺菌を施す	四〇〇	なし			
久原	坑内水	砂層濾過	一六六	なし			
大之浦	坑内水	緩速式濾過を施す	九・六二二〇	三四	手働ポンプ、釣瓶	一〇・三	
明治	坑内水、井水	砂層濾過	七一八〇	一四	手働ポンプ、釣瓶	五四三	
餘田	河床堀井戸にて自然濾過		二二	なし			
二瀬	河床堀井戸にて自然濾過	クロールカルキ消毒	一六〇	なし			
稻築	井水	砂層濾過	一五〇	なし			
住友忠限	井水	河床堀井戸にて自然濾過したるものを鹽素殺菌し更に砂層濾過し配水す	二五〇	なし			
三井田川	坑内水、井水	砂層濾過、鹽素殺菌	一四・五	五車井、手働ポンプ			一四・〇
豊國	井水	砂層濾過	二八〇	なし			
赤池	井水	砂層濾過	一〇〇	なし			
相知芳谷	井水	芳谷坑水道は砂層濾過を施す	一二・五	なし			
崎戸	河水	砂層濾過	なし	かし			
松島	湧水、河水	砂層濾過	一五〇〇	三手働ポンプ			一六・〇
高島	河水、蒸餾水	河水は砂層濾過クロールカルキ消毒を施し更に再濾過をなす	端島坑七四〇	なし			

備考 一 崎戸、松島、高島の三炭礦は何れも小島嶼なるを以て飲料水を鑛山内に求むること能はず對岸地河水を専用給水船に汲取り輸送するものなり、高島炭礦にて使用する蒸餾水は製鹽作業の副産物なり。

二 住友忠限炭礦に於ては共用水栓の外専用水栓を設けたるもの十四戸あり。

六 宿舍使用狀況

一般鑛夫宿舍に於て使用料(又は修繕料)は之を徴收するもの十二鑛山あり、其料金は種々にして料率を疊數に置くもの、建坪に置くもの、疊數及建坪の兩者を基本とするもの及び業態により定むるもの等あり、疊數により料金を定むるものは最も多數にして七鑛山あり、疊一枚に付五錢乃至十三錢強の割合なり、又建坪により徴收するは三鑛山にして建坪一坪に付六錢乃至十二錢とす、而して使用料を徴收せざるもの六鑛山なり。

電燈料は十燭一燈一ヶ月十錢乃至五十錢、十六燭光十五錢乃至四十錢を徴收す、尙使用電力量によるもの五鑛山(明治鑛業會社)あり一キロワットに付一錢五厘なり。

衛生費は之を徴收するもの僅かに三鑛山にして月額十五錢(三池)或は稼働一方に付一錢(住友忠限)又は七厘(三井田川)なり、入浴料は無料なるを普通とし唯三池炭礦に於て一回料金三厘と規定せり(但し學令未滿者無料)。

一戸當居住人員最大は五十三人乃至七人にして十一人又は十人なるを普通とし、最少は二人又は一人なり、各鑛山の一戸當平均人員は三・一人乃至五・〇人にして四人前後を普通とす、又一人當平均室面積は最大二疊、最小一・二四疊にして、一・五疊未疊なるもの四鑛山あり。

(福岡地方附表の六) 宿舍使用状況

山名	使用料又は修繕料	電燈料	衛生費	居住人員	一戸當居住人員			一人當平均面積(疊數)
					最大	最少	平均	
沖の山	疊一枚に付月五錢	一〇燭	五〇錢	なし	九人	二人	四人	一・九七
三池	なし	一〇燭	二五錢月	九、八〇五	一一	二	四・五	一・八
新原海軍	なし	二〇ワット	四〇錢	八、一四九	一一	二	四・二七	一・三五
高田	疊一枚に付月一〇錢	一〇ワット	一五錢	一、八二六	九	二	四・〇	二・〇
久原	疊一枚に付月一〇錢	一〇ワット	一五錢	一、七三四	一〇	二	三・一	二・〇
大之浦	疊一枚に付月一〇錢	一〇ワット	一五錢	一九、二二五	五三	一	四・一	一・四七
明治	疊一枚に付月一〇錢	一〇ワット	一五錢	三、七四八	一二	一	四・四	一・六
二田	疊一枚に付月一〇錢	一〇ワット	一五錢	八、四〇四	一四	一	四・〇	一・二四
稲築	なし	一戸	一〇錢	一六、六五四	一一	二	四・八	一・五
住友忠限	なし	一戸	一〇錢	二、九八〇	一一	二	五・〇	一・六
三井田川	なし	一〇燭	二〇錢	六、八六三	一〇	一	四・六	一・三三
豊田	疊一枚に付月六錢	一〇ワット	一五錢	一三、八三一	一一	二	三・五七	一・五六
赤池	疊一枚に付月六錢	一〇ワット	一五錢	五、二八一	一〇	二	三・九二	一・六二
相知芳谷	疊一枚に付月七錢	一六燭	一五錢	五、二〇〇	八	二	三・八	一・九八
崎戸	坑外夫女男	一六燭	三〇錢	一、三九〇	七	二	四・〇	一・五二
				三、七八四	一〇	二	三・八三	一・三一

高松島	なし	一燈月	五〇錢	なし	二、二八五	一〇	二	四・〇	一・五
松島	なし	一〇燭	二〇錢	なし	五、四八四	一〇	二	四・四	一・三二

附記 三池炭礦に於ては別に入浴料として一回三厘を徴収す、但し學齡未満は無料なり。

七 合宿所

合宿所の設備あるもの十箇山にして其の戸數は最大百十七戸、最小一戸にして收容人員は大最五千三十人、最小二十一一人なり。鑛山別に合宿所一室の面積は最大なるもの八〇・五疊乃至一〇疊、最小なるもの八疊乃至二疊にして廣狹著しく相違し、各室均一なるは沖の山(八疊)及豐國(六疊)のみなり。各室の收容定員は最大九十六人、最少一人にして、居住者一人當室面積は四・八疊乃至〇・六八疊なり、而して一・五疊未満のもの五箇山あり。合宿者の賄方法は、請負制度なるを普通とし、鑛山直營なるは三箇山のみなり。賄料は一人一日最低三十二錢、最高六十錢なり。請負者は所謂飯場頭にして合宿所の經營を委託せらるゝものとす。合宿者の寢具は之を各人所有のものなきに非ざるも合宿所に設備あるを普通とし、鑛山にて其の設備をなせるもの三、請負者の設備せるもの七なり。寢具使用料は賄料に包含するを普通とし、別に之を徴収するは松島(一日三錢)及高島(一日三・五錢)のみなり。

(福岡地方附表の七) 鑛夫合宿所概要

山名	戸數	各室の面積(疊數)		各室の收容定員		收容總人員	居住者數	賄方法	賄料	料	寢具
		最大	最少	最大	最少						
沖の山	一	八疊	八疊	六人	六人	二七人	二・〇	直營		鑛山	なし

三池	大之浦	明治	鯉田	豊國	赤池	崎戸	松島	高島
一	一七	五	五四	三	二〇	五一	五九	五二
一〇	四二	一三	二六	六	三〇	八〇・五	四二	二九
四・五	二	四・五	四・五	八	四・五	四・五	四・五	三
四	五三	四	四〇	三	二二	九六	五一	四四
二	一	二	二	三	三	九	四	一
二・八	一・七二四	二二	八二九	三〇	二〇〇	五・〇三〇	二・二四七	一・〇〇九
二・五	一・三	二・一九四・八	〇・九五	三・二	一・五	〇・六八	一・二五	〇・九二
直營	請負	同	同	同	同	請負	請負	請負
三十二錢	五十錢乃至六十錢	五十錢乃至六十錢	五十錢乃至六十錢	五十錢乃至六十錢	五十錢乃至六十錢	四十錢	三十錢	白米七合外に十八錢五厘
鑛山	鑛山	同	同	同	同	同	同	同
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	一枚一日	一日
三	三	三	三	三	三	三	三	三

附記 三池炭礦合宿所は昭和三年十二月末日限り廢止せり。

宿舍改善意見

宿舍改善に關する各調査委員の意見を綜合すれば左の如し。

一 宿舍の配置

鑛山名	建家配列	建家間距離
沖の山	南向を可とす	少くも棟高以上と爲す可し
明治	同上	五間以上の間隔を設く可し
鯉田	出入口を北面とす	南側一間半に板塀を設く
二瀬		少くも棟高以上と爲す

住友忠限	三井田川	相知芳谷	高島
五間以上とし植樹するを可とす	外柵を設け小庭園とし、尙所々に廣場を設くるを可とす	二間以上の距離に外柵を設け度	各棟の間隔は四―五間以上とす

二 宿舍の構造

鑛山名	様式	天井	井	一戸當室數	室面積	其の他
沖の山	兩面長屋の建設を禁ず可し	設備必要なり		二室以上とす	一人當疊一・五枚以上と爲す	床高は二・二尺以下と爲す、又各戸炊事流場を設く可し
三井池				二室以上とす		
新原海軍	四戸建を可とす	設備可し		二室制とす	一戸當疊一〇・五枚又は九枚とす	各戸押入及食器戸棚を設く可し
明治	二戸建又は四戸建とす	設備可し		二室制とす	一戸當疊一〇・五枚又は七・五枚とし一人當二枚と爲す	十分に押入を設く可し
鯉田	瓦葺とし、大小二種を設く可し	必ずしも設備するを要せず		二室以上とす		
二瀬				二室以上とす		
住友忠限	二戸建を可とす	完全に設備し天井裏を物置に使用す		二室以上とす	一戸當疊一〇・五枚とす	別に小供室二疊を設くるを理想とし、且つ軒高八・五尺以上とし、且つ縁側を設くるを可とす
三井田川	一棟七戸以内とす			二室制とす		瓦葺を改む可し
相知芳谷	瓦葺を可とす	設備必要なり		二室制とす	一戸當疊二枚又は一〇・五枚とし一人當二枚と爲すべし	不完全なるコンクリート建築より木造を可とす
松島	木造平家建瓦葺長屋を可とす			二室制とす		
高島				二室制とす		

三 附屬建物及合宿所設備

鑛山名	共同便所	共同浴場	合宿所設備
沖の山	完全に建築するを要す		
明治	鑛夫宿舍各棟の西側に設置すべし	宿舍百戸に付一棟の割合に男女各別二重浴槽を設くるを可とす	
鯉田	宿舍各棟の間に配置し大便所は各戸に専用せしむべし		寢具は各人専用とし定期に日光乾燥を施し、食器は熱氣消毒を行ふ
二瀬	二戸又は一戸に付一棟を設くるを理想とするも、現狀にては少くとも大共同便所及坑口便所を設くるを要す	設備を完全にし藥湯を附設すべし	寢室、居間及食堂を區別する外、慰安所を兼ねしむ
住友忠限	各戸専用とす	浴場一箇所増設を要す	
赤池			物置(一坪)を各戸に附設す
相知芳谷	踏板以下をコンクリート造と爲し、四戸に付大便所及小便所各二箇所とす		
松島	照明設備を必要とす		寢具は専用品を設備すべし、尙病室を設け便所を増設すべし
高島	各戸専用とするを理想とし、少くとも五戸に對し二箇所必要なり	副浴槽を設置するを要す	寢具にはカバーを附し各人に専用せしむ可し

四 給水設備、下水溝、其他

鑛山名	給水設備	下水溝	其他
沖の山			運動場を設置すべし
新原海軍	渇水期の給水不足を防ぐべし		
明治	住宅各棟に給水栓を設置すべし	コンクリート暗渠式とし濾過沈澱池に導き淨化放流す	
鯉田	濾過設備を爲す	傾斜を十分にし且つ幹線には流水施設を爲す可し	
二瀬	水道給水には濾過池を設くべし	土管又はコンクリートを以て造るべし	浴場に洗濯場を附設す
三井田川			洗濯場及運動場の設置必要なり、又住宅には附屬地を與へ各戸菜園を作らしむ
赤池		下水集会所を設け淨化するを可とす	
松島	井戸はポンプを設備し上口を閉塞すべし	洗濯流水装置を設くべし	
高島	水道には濾過設備を爲し、水栓は住宅一棟に二箇所設くるを適當とす	煉瓦又はコンクリート造と爲す	浴場に洗濯場を附設すべし

各論

一 石炭山之部

夕張炭礦

眞谷地炭礦

幌内炭礦

一 敷地

(イ) 夕張 礦業地域内の山腹傾斜地を階段形に敷均し殆んど一敷地一棟を建築する状況にして二棟建築したるもの數少し、敷地境界は主として斜坂又は土留柵を構築す。丁未地方は比較的平地多くして同一平面敷地内に三棟乃至五、六棟を建築す。錦岡、福住、高松、社光等は一敷地一棟に建築しあるも、高松に於て最近建築したる標準型のもの、は火防、採光等の顧慮により各敷地の水準差を大とし廣き敷地を取り二棟一敷地に建築したるものあり。

(ロ) 眞谷地 一區には數棟山腹に建築せられたるものもあるも過半数は平坦なる地區にして、二區は川添ひの平地、三區は市街地に隣接し四區は川添一帶の何れも平坦なる地區なり。

(ニ) 幌内 本澤地區は山腹に數段の敷地を設けたるも何れも一敷地内に數棟を併列又は重疊建築し、其他は各集團毎に數棟づゝ平坦なる敷地に建築しあり、一敷地に一棟を建てたるものは稀なり。

二 配置

各礦其地形に従ひ可及的整然たる配置を取らんとしたるも建物の距離間隔等は夫々多少の相異あり。

(イ) 方向 幌内眞谷地等の如く同一敷地内に數棟を建築するもの、にありては二棟相向ひて出入口を設け共同の通路又は水道物置等を中間に配し二棟一組づゝ重疊するを原則とし夕張の如き一段一棟の配置のものは各棟同一方向に面するを普通とす、この種のものにありては斜面を屋後に背ふもの多し。

(ロ) 距離間隔 同一敷地に併列重疊するものにありては正面距離(入口より入口迄)七間、背面距離(窓より窓迄)四間位を普通とし、間隔は本家妻壁より妻壁迄五間乃至七間を一般とす。段形敷地のものにありては最小距離四間位にして最大十二、三間に及ぶものあり。

(ハ) 戸數 一棟十戸建最も多きも六戸、八戸、十二戸等あり、又棟割型のもの、は二十戸建のものあり、重疊建設せる地區にありては略同一の桁行長のものを集團とせる事各礦規を一にす。點在する社宅にありては三戸、四戸、五戸建等のもの稀にあり、各礦礦夫社宅數左の如し。

(附表第一 各礦地區別礦夫社宅一覽表)

名礦	夕張 張					眞谷 地 礦					幌 内 礦					合 計	
	丁未	錦ヶ岡	高松	社光	福住	小計	第一區	第二區	第三區	第四區	小計	本澤	切製	中央	研拾		小内
棟制型	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
棟改型	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
二間型	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
二間二五型	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
二間半型	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
特二間半型	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
標準平家	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
標準二階	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
特種	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟
合 計	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟

三 構 造

様式十數種に及び木造鐵筋コンクリート、鐵網コンクリート造等あり一括詳説は困難なれども概況次の如し。

(イ) 基礎 地杭 次項記述外一般のものは總て地杭打とす。

東石 古き建物に外周土臺下のみ地杭の上に使用せり。

東コンクリート 古き建物にありては東石と同様に短かきものを使用せり、最近は總て長さ三尺五寸以上の東コンクリートののみを使用し地杭を一切用ふる事なし。在來の建物を修繕する

場合にも總て東コンクリートを使用す。

布コンクリート 若干の平家建及び鐵筋コンクリート造二階造の總ては外周に本工事を用ひあり。

其他夕張礦に於ける如き地形にては敷地の關係上十數尺乃至數十尺に及ぶコンクリート柱及梁を用ひたるもあり。

(ロ) 屋根 和小屋 殆んど總て木造和小屋にして二間型、一部の二間二五分型其他天井を用ひざるものは間仕切の上にのみ梁を架設し鉋仕上げとす。

洋小屋 二三の梁間大なる建物に用ひあるも數少し。

横小屋 天井を設くる若干の社宅に使用せり。

野地 天井なきものは板野地にて母屋、樺木共鉋仕上げとす、其他は總て小舞野地とし軒先のみ

板野地とす。屋根葺方 桎の土居葺の上に亜鉛引平鐵板にて布葺又は菱葺なり。

(ハ) 壁 外壁は總て木造、下見板打、少數の漆喰塗のものあり。鐵網、鐵筋コンクリートのものはコンクリートのまゝ又はモルタル塗仕上げとす。(木造のものにても併列建築するものは妻壁及び便所共鐵網コンクリート塗とす。内壁は古き社宅(木造)にありては堅羽目鐵筋コンクリート造のものも一戸置きに堅羽目板打ちとす。最近建築したるものは總て土壁にして眞壁漆喰仕上げとし、二階建鐵網コンクリートのものは一、二ヶ所の間仕切を屋根下迄鐵網コンクリートモルタル塗とし防火壁とせり。

(ニ) 天井 板棹縁天井とす、然れども棟割の一部のもの、二間型、二間二五分型、一部の二間半型、標準二階建型にありては天井を設けざるものあり。

(ホ) 床 總て木造、板張とし疊敷、居住者自辨臺所は拭板張、出入口は土間板張とす。標準型のもの出入口土間はコンクリート床なり。

(ヘ) 窓 總て引違ひ障子建てとす。棟割型及幌内礦社宅の大部分のものは紙張障子を建て格子打とするも、其他大部分のものは硝子障子建てにして、居室は一室に對し半紙版ガラス六入障子二枚建窓、窓内法二尺九寸×五尺六寸五分、一ヶ所のもの最も多く棟割改造型は美濃版六入障子二枚建窓、窓内法三尺五寸×五尺六寸五分、二ヶ所とす。臺所流し前窓は美濃四入障子二枚建(窓内法二尺三寸×五尺六寸五分)のもの一般にして少數の

半紙版六入二枚建、又は同三枚入二枚建のものあり。

物置及便所は總て無双窓とす、本家内に設けたる物置には少數の硝子窓を有するものあり。

(ト) 出入口 腰高障子二枚建引違を一般とす。棟割型二間型少數の二間二五分型等古き時代の建物及び幌内礦社宅の多數は紙張障子なれども、其の他は總て半紙版六入又は美濃版六入硝子戸を用ふ。

(チ) 雨戸 標準型の社宅は(二階建は階下のみ)裏側居室に一間乃至一間半の雨戸を設け半紙版ガラス六入又は美濃版四入の硝子入雨戸を建て込みあり。

(リ) 一戸の室數、窓數、室及窓面積等左の如し。

種 別	一棟の戸數	一戸の室數	一戸の室面積	一戸當採光面積	附	記
棟割五・五間型	六	一	四・〇	三三・九	臺所板敷	〇・五坪
同 五間型	二〇	一	四・〇	三〇・五	同	〇・五坪
棟割改造型	五	二	六・二五	五二・九二	臺所、物置、玄關板敷	三・五坪
同上四間型	一〇	一	三・〇	五〇・六六	臺所、玄關板敷	三・五坪
二 間 型	一〇	一	三・〇	四五・七六五	臺所板敷	一・〇坪
特 二 間 型	六	一	三・〇	四五・七六五	臺所、玄關板敷	二・五坪
二間二五分型	八	一	四・〇	四〇・六八	臺所板敷	一・〇坪
特二間二五分型	八	一	四・〇	四五・七六五	臺所、玄關板敷	二・五坪
二間半型	六	二	五・五	四七・〇四	臺所板敷	一・七五坪

特 二間半型	標 準 平 家	標 準 二 階	内 便 所 二 間 半 型	内 便 所 四 間 型
四・〇	六・〇	六・七五	五・五	六・二五
四七・八八	七七・五九五	六八・一七五	四四・八二五	七六・二七五
寮所板敷	寮所、玄關板敷	同	寮所板敷	寮所、玄關板敷
一・五坪	二・五坪	二・五坪	一・二五坪	二・〇坪

(ヌ) 合宿所の構造は大體社宅に準じ室數各室面積及各室採光面積等左の如し。

合宿所名	夕				室數	各室々面 積並に採 光面積	附屬 便所 數
	第一合宿所	第二合宿所	第三合宿所	第四合宿所			
第一合宿所	一七室	一七室	一二室	一七室	一室	一室	一室
第二合宿所	一七室	一七室	一二室	一七室	一室	一室	一室
第三合宿所	一七室	一七室	一二室	一七室	一室	一室	一室
第四合宿所	一七室	一七室	一二室	一七室	一室	一室	一室
眞谷地合宿所	一七室	一七室	一二室	一七室	一室	一室	一室
幌内合宿所	一七室	一七室	一二室	一七室	一室	一室	一室

四 附屬建物

(イ) 共同便所(附表参照)

構造は一般に地杭打、堅羽目、和小屋鐵板葺、無双窓木製下須箱のものにして其形は八種に分つを得、各棟の大便所數は三個乃至七個、小便所數は一個なり又臭氣抜を設けたるものあり。
標準型のもの基礎、床小便所流し、下須溜共總てコンクリート造とし併列建設社宅の中間に建つるものは外壁鐵網コンクリート造とす。

(ロ) 共同浴場(附表参照)

木造下見板打堅羽目天井張板流し、屋根鐵板葺浴槽木製のものにして男女兩室に區分す、湯沸は釜焚きにて元湯を有し必要に應じ浴槽に給湯するもの多きも夕張礦高松共同浴場は蒸汽を使用せり又幌内夕張兩礦のものには風呂番住宅を併有し番人をして管理せしむ夕張礦にては高松一區の外礦設共同浴場なく各所に私設浴場の設置あり。
其他各坑口浴場を使用せしむ夕張礦のものはコンクリート床コンクリート浴槽を有す。

(ハ) 其他

物置 標準型にありては本屋中に物置を有するも其他のものにありては一戸一坪を基準とする物置を設置せり其の構造は地杭打、堅羽目張、屋根鐵板、土間床のもの多く稀に桎葺のものあり又一隅に火焚場を設けたるものあり。

火焚場 本家出入口脇に下家として三尺角の火焚場を設けたるものあり、内部は腰コンクリート壁モルタル塗又は鐵板張土間床にして標準型には必ず之を設く。

五 給水設備

(口) 居住人員

人
員

人
民

一三、六一四
二、九九〇
三、五三一

一〇九
九九
一三三
一〇一
二四
三三二

料、寢具使

五五錢
五錢
五錢

理の状況

村居住者

理の状況

塵芥箱を
し焼却せ
世話役指

天等の場

の
状
況

替は會社

10

(一) 社宅建築に就て(卷末附圖参照)

一、一戸一室型のもものは改良を加へて少數家族の従業者に、棟割型は二戸を一戸に改造し多數家族の従業者に使用せしめ、今後新設する社宅は一戸二室又は三室の標準型となし、大便所は一戸一ヶ所となす豫定なり。

一、床高を少くも一尺五寸以上とし床下の乾燥、清淨の程度を現在より一層良好ならしむる事。

一、側壁は少くとも土壁とし室内保温の効率を良好ならしむる事。

一、屋根の構造を改良しスガ漏りを絶対に防止する事。

一、窓及雨戸等の開口面積を太とし通氣採光を良好ならしむる事。

一、少くも軒先を屋根と同様に不燃質物を以て被覆し、且つ出來得る限り建物の外圍は鐵網コンクリート等を以て被覆し防火的効率を良好ならしむる事。

一、大便所は必ず一戸一ヶ所づゝを設置する事。

一、前各項改善の程度は現行平家及二階建標準型に準ずる事。

(二) 社宅配置に就きて

一、各棟の距離間隔は七間を以て基準とする事、但し附屬便所は本家間隔内に建築するものとす。

一、數棟以上の社宅集團地區には貫通する充分なる幅員と勾配とを有する通路を設くる事。

三菱大夕張炭礦

一、敷地及宿舍配置 夕張川東側の比較的平坦なる地域を選び、概して東北向に配列せり。

二、構造 木造平家建、柱葺一棟の坪數六十八坪、一棟の戸數八戸、一戸の室數二室(一戸當坪數八坪五合)、室面積六疊及四五疊、窓面積三十二平方尺、二尺六寸五分—五尺七寸、三尺六寸—五尺七寸、照明電燈、建物の屋根柱葺、天井板天井、敷物疊窓の構造、木造日本窓(硝子)。

三、附屬建物

(イ) 共同便所 木造柱葺、便壺數一棟に付大便所四個、小便所二人用一個、照明設備電燈、棟數礦夫社宅一棟に付一棟。

(ロ) 共同浴場 木造柱葺平家建、照明設備電燈、棟數三棟、浴槽數男湯二、女湯一、藥湯一、使用戸數四五〇戸。

四、給水設備 水源池に貯水池を設け清澄せしめたる上給水す、給水栓は四棟に對し一個の割なり。

五、下水設備 構造木樋にして軒先下水より大下水に導く。

六、宿舍使用の狀況

(イ) 使用料 家賃、入浴料等なし、但し疊修繕料を徴收す。

(ロ) 居住人員 總人員二七七五人、一戸當人員三人九六十月末日現在)

(ハ) 糞便汲取及便所掃除の方法 糞便汲取は義勇消防組の請負にして汲取たる糞便は農家に無

償にて給與す、便所の掃除方法としては各社宅一棟に一枚の衛生當番札を設け、各戸輪番に掃除を爲し其棟全體の衛生監督の任に當らしむ。

(三) 塵芥汚物處理の狀況 一棟に一個の塵芥箱を設け衛生掃除夫を使役して毎日投棄せしむ。

(ホ) 疊替其他宿舍修理の狀況 一ヶ月疊替使用料として一疊もの金六錢半疊もの金四錢を徴收し十五ヶ月目に於て表替を施す、舍宅の修繕は破損の都度修繕せしむ。

三菱美唄炭礦

一 敷地 當炭山社宅所在地は周圍山を以て圍まれ平地少なく、随つて建築敷地も自然傾斜地を地均しの上傾斜に沿て幾段にも建築せられたるもの多く家屋の高低一樣ならず。

二 配置 前述の如き原因に寄り建家配列の方向も又一定ならず、建家間の距離は最少十四尺、普通二十四尺乃至二十七尺、棟數八戸建一九七棟、六戸建一三六棟、二戸建二棟、總戸數二、三九六戸なり。

三 構造

鑛夫社宅 一棟の建坪八戸建六九・〇坪、六戸建五一・〇坪、二戸建一七・〇坪、一戸の室數二室、一戸の室面積十疊半(五・二五坪)、一戸の窓面積五七・一五平方尺、照明(一戸)十六燭光二個、屋根亞鉛引鐵板瓦、棒葺天井、ボール紙天井、敷物疊窓構造、半紙判六枚入引違窓二間(臺所窓高三尺三寸、茶の間窓高一・五尺、半紙判九枚入引違窓一間、居間窓高一・五尺、美濃判一枚入嵌込窓一間、物置窓高三・五尺)。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 一棟の建坪二・六二五坪、一棟の室數大便所四及小便所一、窓面積二五・二平方尺、照明五燭光一個、屋根浪形鐵板葺、天井なし、窓構造全部無双窓、窓高さ四尺三寸、總棟數百九十六棟、糞尿壺總數大便所七八四個、小便所三九二個、使用總戸數二、三九六戸。

(ロ) 共同浴場 建坪五・三七五坪、室數五室、窓面積二一・六六平方尺、照明十六燭光八個、屋根亞鉛引鐵板瓦、棒葺天井なし、窓構造半紙判六枚入引違窓十一間(脱衣室窓高三尺一寸、浴室窓高四尺六寸、ボイラー室窓高四尺六寸、美濃判六枚入嵌殺し窓四間、脱衣室窓高七尺三寸、浴室窓高九尺、ボイラー室窓高九尺)、棟數合計九棟、浴槽數合計二十一、使用總戸數二、三九六戸。

五 坑夫合宿所

(イ) 構造建坪 一一八・六七坪(但し便所坪數を含まず)、二階八五坪、合計延二〇・三六七坪、室數二〇室、室面積一七〇・〇疊(八十五坪)、窓面積九四七・七平方尺(但し便所を除く)、照明十燭光四十六燭光卅二、卅二燭光三、合計三十四個(但し便所を除く)、屋根亞鉛引鐵板葺、天井棹縁板天井、敷物疊窓構造、半紙判六枚入引違窓六〇間、合宿室窓高二尺六寸、事務所窓高三尺二寸、仕度室窓高四尺三寸、半紙判八枚入嵌込窓二間。

(ロ) 附屬便所 本家より廊下にて接続す、建坪八坪、窓面積二一・八八平方尺、照明十六燭光一個、屋根亞鉛引鐵板葺、天井なし、窓構造半紙判六枚入引違窓五間(窓高さ三尺三寸、半紙判四枚入引違窓一間、美濃判四つ切四枚入引違窓六間、窓高床止八より敷居上八まで三尺七寸)。

(ハ) 附屬浴室 本家中にあり、建坪四坪、窓面積三二・四平方尺、照明十六燭光一個、天井なし、窓構造半

紙判六枚入引違窓二間(窓高さ四尺三寸)。

(三) 附屬食堂 本家中にあり、建坪一二坪五合、窓面積八一平方尺、照明十六燭光四個、天井板天井、床板張、窓構造半紙判六枚入引違窓五間(窓高三尺二寸五分)。

(ホ) 附屬臺所 本家中にあり、面積一二坪、窓面積四八平方尺、照明十六燭光二個、天井漆喰天井、床板張、窓構造半紙判六枚入引違窓三間(窓高三尺二寸五分)。

六 給水設備

(イ) 井戸 井戸の設備なし。

(ロ) 水道 水源池、混凝土堰堤、濾過池、鐵筋混凝土製水槽、長さ及巾各二十七尺、深さ九尺にして煉瓦二枚敷き詰め、其の上部は砂利二尺、砂二尺五寸厚にて覆ふ(全山を通じて濾過池六個を設備す)、濾過速度一晝夜十尺、水栓數自家専用栓(佐野式耐寒給水栓)一六三本、共同栓(須田式耐寒給水栓)一三〇本。

七 下水設備 汚水及び雨水の排水は社宅軒下を通ずる流尻下水に依りて大下水に導き、之より川に流導す、其の構造は現在木製とコンクリート製の二種類を使用し、居れ共漸次コンクリート製に改良しつつあり。

八 宿舍使用の状況

(イ) 使用料 社宅居住者家賃一戸四五錢、電燈料一戸三〇錢、入浴料無料。但し合宿所居住者は使用料全部無料なり。

(ロ) 居住人員 社宅住居者八月末現在總計九六二五人、總戸數二、三九六戸、一戸當平均四人強。

合宿所居住者 總計七五四人、一室當人數平均一二人、一坪當人數平均三人。

(ハ) 合宿所賄方法 直營のもの五其の賄料一日六〇錢、請負のもの八其の賄料一日六五錢。

(ニ) 合宿所の寢具及食器 共用とし、寢具使用料月五錢なり。

(ホ) 糞尿汲取及便所掃除方法 全山の糞尿汲取は年期請負契約を以て日々適當に山外に肥料として運搬す、便所掃除は各部落毎に衛生伍長を置き、各社宅毎に衛生當番を定め、日々順番に之に當らしむ、但し合宿所便所は別に衛生夫をして掃除せしむ。

(ヘ) 塵芥汚物處理の状況 各社宅毎に塵捨場を設け、塵捨場よりは衛生夫をして一定場所に日々運搬捨棄せしむ、尙目下塵芥燒棄計畫中なり。

(ト) 疊替其他宿舍修理の状況 疊替は年一回春季より秋季にかけて之を行ひ、修理は隨時之を行ふ、但し疊替修理共に個人の負擔なし。

改善に關する意見

差し當り改善を要する所を見出さず、要は唯之を運用する各自の自覺に待つのみ。

三井砂川炭礦

一 敷地

(イ) 敷地の標準面積 敷地面積は建物の建坪の約三倍の廣さを有せしむ例へば一棟の建坪二十

坪とすれば敷地は其の約三倍六十坪を標準とす。

(ロ) 基礎 家屋の周囲及主要なる柱下の基礎は壺コンクリートとし其他は地杭打とす。

(ハ) 周囲 特に必要なる部分は板塀を圍らし又は植樹をなす。

二 配置 配列の方向は地形土地の廣さ等の關係に依りて一定せざるも主として家の前側は六間、裏側は五間の間隔を有せしむ。棟數百四十九棟戸數千三百五十戸。

三 構造

(イ) 建坪 一定せざるも最近は一戸當九坪を標準とせり。

(ロ) 一棟の戸數 三戸、五戸、七戸、八戸、十戸建の各種あり、最近は四戸建を標準として計畫しつゝあり。

(ハ) 一戸の室數 最近建築にかゝる分は疊敷八疊及三疊の二室にして之に物置一室、出入口土間、炊事場及押入を附す。

(ニ) 室面積 居間八疊四坪、及三疊一坪半、物置一坪、出入口土間半坪、炊事場一坪半、押入半坪、計九坪。

(ホ) 窓面積 二坪一合、但し入口腰高硝子戸面積を除く。

(ヘ) 建物の屋根 全部亞鉛引平鐵板葺仕揚(下地桎葺)。

(ト) 建物の天井 日本式板張天井とす。

(チ) 居間の敷物 炊事場、物置、入口を除く外疊敷(七島表付)。

(リ) 窓の構造 座敷八疊の間は硝子六枚入の窓二枚、三疊の間は同上一枚、勝手炊事場同上二枚、物

置は同上五枚入一枚、外に入口は同六枚入硝子戸引違二枚建。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 最も古き建物を除き最近の便槽は鐵筋コンクリートとし其他は全部木造なり、使用戸數は大要二戸に對して一壺の割合とし、照明は電燈(赤色)一個取付く。

(ロ) 共同浴場 總計八棟あり、浴槽數は各棟一個宛とし男女に區分す、但し特に藥風呂の設備あるものあり、使用戸數は浴場の大小に因り一定せず。

(ハ) 鑛夫合宿所 一棟一個所あり、下歌志内川岸閑靜の場所を選び設置せり。構造は基礎コンクリート、木造平家建、屋根亞鉛引鐵板、各室共疊敷天井付、共同食堂(一〇・五坪)及娛樂室(二十一疊敷)の設あり、室の區分方法は十二疊敷六室、八疊敷八室、六疊半敷一室計十五室なり。浴場は鑛夫住宅附屬共同浴場を利用し合宿所専用ものを設けず、附屬大便所四個、小便所二個とす。尙建家の周圍は「グリーングラス」を植ゑ小高き木柵を設け植樹をなせり。食堂は椅子式とし暖房裝置あり床は板張りとす。

五 給水設備 水道設備により給水す。

(イ) 水源池 下歌志内川上流御料林地を流るゝ溪流を堰き止め高さ三尺のコンクリート堰堤を設け之より引用す、水質最良なり。

(ロ) 濾過池 水源池を離るゝこと約二千尺、鐵筋コンクリート構造とし幅十二尺長さ五十五尺のもの三池を設け、濾過方法は砂濾方法により藥品消毒を行はず。